

◆ 総代の任期・定数とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、70人以上160人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、平成27年3月31日現在の総代数は95人で、会員数は18,049人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表者として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

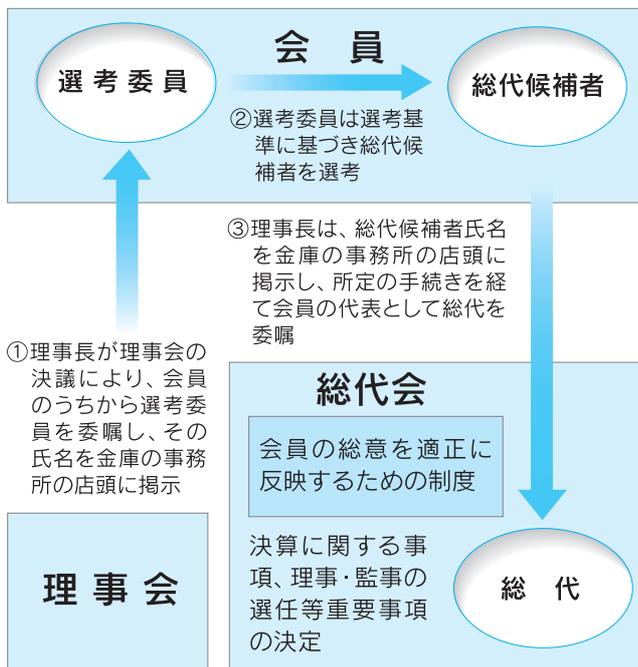
そこで総代の選考は、総代候補者選考を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

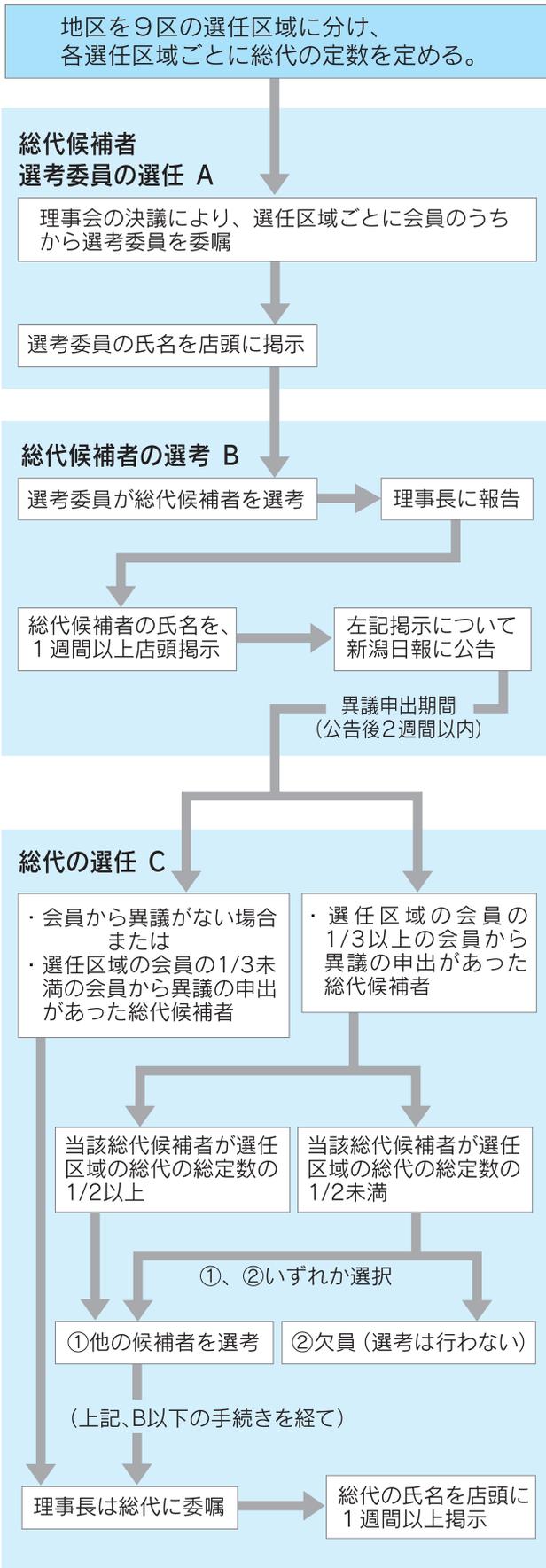
◆ 総代候補者選考基準

1. 当金庫の会員であること。
2. 地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している人であること。
3. 良識をもって正しい判断ができる人であること。
4. 人格、識見にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している人であること。
5. その他、総代選考委員が適格と認めた人であること。

◆ 総代会の仕組み



◆ 総代が選任されるまでの手続きについて



◆ 通常総代会の決議事項

平成27年6月23日 第92期通常総代会において、次の事項が付議されました。

① 報告事項

第92期 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 以上の内容を報告いたしました。

② 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 会員除名の件
- 第4号議案 理事10名選任の件
- 第5号議案 監事3名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件
- 第7号議案 退任理事および退任監事に対し退職慰労金贈呈の件

以上、第1号～第7号議案はそれぞれ原案のとおり承認可決されました。

◆ 総代の氏名紹介

総数95名 平成27年6月23日現在

選任区域	人 数	氏 名
第1区 上越市(直江津地区)	19名	相澤 吉久④、泉 純一④、稲垣 研二②、永島 賢司④、江口 修一④、 大島 竹勝④、岡本 鎌一④、勝島 寅一郎④、幸村 萬三④、小林 正夫④、 斉藤 和久④、佐藤 新治④、田邊 義男④、古川 正明④、柳澤 英次④、 山川 洪④、山崎 邦夫②、横山 九郎④、西沢 宏一④
第2区 上越市(有田地区、 北諏訪地区、頸城地区)	7名	今川 義英④、木浦 正一④、嶋津 保④、福井 俊幸④、 丸山 辰夫④、山田 政彦②、横川 保④
第3区 上越市(春日地区)	6名	磯 久晴④、市川 文一④、遠藤 紋始④、風間 正勝②、 川室 賢一④、吉川 定夫④
第4区 上越市 (高田地区、和田地区)	25名	飯倉 幸雄④、打江 寿和④、遠藤 俊夫④、大嶋 喜久雄④、大島 精次④、 岡庭 洋一④、加藤 洋一郎④、栗田 修行④、小林 桂一④、小山 茂④、 高橋 孫左衛門④、高林 清茂④、竹田 耕隆④、立原 広治④、東山 昶也④、 東山 義雄④、藤田 東一郎④、保科 勝④、町田 謙次④、町田 武④、 松井 重雄④、松岡 敏宣④、本山 盛高④、横山 平八④、渡辺 久雄④
第5区 上越市(桑取・谷浜地区、 金谷地区、名立地区)	7名	太田 昭三④、佐藤 喜昭④、竹田 宏①、田中 弘邦④、布施 明男④、 宮川 良徳④、吉田 義郎④
第6区 上越市(新道地区、保倉地区、 諏訪地区、津有地区、三郷地区、 高土地区)	5名	川上 貞男①、清水 恵一④、立入 敏雄①、福田 聖④、矢澤 恒夫④
第7区 上越市(八千浦地区、 大潟地区、柿崎地区)	13名	有間 政栄④、伊倉 成章④、上野 秀正④、江村 弘④、佐藤 房一④、 関 浅夫④、滝沢 謙一郎④、竹内 誠④、平原 慶孝④、三牧 哲雄④、 壘 富貴雄④、柳澤 宣行④、中村 久人④
第8区 上越市(吉川地区、蒲川原地区、 大島地区、安塚地区、三和地区、 牧地区、清里地区、板倉地区、中郷地区)	5名	岩崎 弘明④、北井 吉雄④、竹田 義寛④、山岸 寅市④、山岸 秀夫①
第9区 糸魚川市、十日町市、 妙高市、柏崎市	8名	磯貝 喜作①、大月 伸一①、小野嶋 哲雄④、小嶋 修④、斉藤 進④ 清水 岩夫④、瀬尾 武雄④、土田 貞夫④

(敬称略)

(注) 丸数字は総代の就任回数(合併後)

[総代の属性情報等別構成比]

職業別：法人・法人代表者71.5%、個人事業主10.5%、個人17.8%

年代別：70代以上71.5%、60代23.1%、50代5.2%

業種別：小売業32.0%、製造業26.9%、建設業17.9%、サービス業8.9%、不動産業5.1%、
卸売業3.8%、宿泊業2.5%、飲食業1.2%、情報通信業1.2%

(注) 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。